

(写)

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月 2 6 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 3 9 号

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市印鑑条例（平成 1 0 年龍ヶ崎市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（印鑑登録証明書の交付） 第14条 省 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 (1) 次のいずれかを使用した多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが暗証番号の入力その他必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）の利用による申請をするとき。 ア 省 略 イ 署名用電子証明書が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）<u>第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。） (2) 省 略 (3) 省 略	（印鑑登録証明書の交付） 第14条 省 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 (1) 次のいずれかを使用した多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが暗証番号の入力その他必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）の利用による申請をするとき。 ア 省 略 イ 署名用電子証明書が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）<u>第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。） (2) 省 略 (3) 省 略

付 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行する。